

会計事務所の成長と発展をサポートする

月刊実務経営ニュース

BUSINESS MANAGEMENT NEWS

○SPECIAL ISSUE

「その他9割」の相続案件を支援できる
資格認定制度「相続診断士」の概要

一般社団法人相続診断協会 代表理事 小川実氏インタビュー

みんな笑顔それが私たちの実績です。

笑顔で相続を運んで頂く為の資格、「相続診断士」を取得しませんか？

「相続診断士」が不足しています。

日本では、相続対策の専門知識が不足しているのが現状です。相続対策の専門家として活躍する方も増えていますが、まだまだ不足しています。相続対策の専門家として活躍する方が増えることで、相続対策の普及が進み、相続のトラブルが減少し、相続の円滑化が期待されます。

相続対策の専門家として活躍する方が増えることで、相続対策の普及が進み、相続のトラブルが減少し、相続の円滑化が期待されます。

まさしくこれからの社会に求められる新資格です。

新資格登場！ 相続診断士

「相続診断士」は、一般社団法人相続診断士の登録資格です。

相続診断士 氏名 <http://souzokushindan.com>

登録料 31,500円（税込）

JICA 一般社団法人相続診断協会（事務局）〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 千代田ビル10F TEL: 03-6877-5628 FAX: 03-5624-0797

〒103-8528 東京都中央区日本橋区本町2-14-14 日本橋区本町2-14-14 TEL: 03-6877-5628 FAX: 03-5624-0797

収入レベル	人数
1,000万円以下	10
5,000万円以下	30
1億円以下	40
5億円を超える	10
その他	10



INTERVIEW

「その他9割」の相続案件を支援できる 資格認定制度「相続診断士」の概要

一般社団法人相続診断協会 代表理事 税理士 小川 実

高齢化が進展する昨今、相続支援業務に力を入れている会計事務所は多い。ただ、会計事務所が支援しているのは相続税が発生するような富裕層が中心であり、これは相続案件全体の1割程度といわれている。相続税が発生しないその他9割の一般層に対して、会計事務所はこれまで相続支援をしてこなかった。そのようななか、「相続診断士」を通じて、会計人が一般層の相続支援を行う取り組みが注目を集めている。相続診断士とは、一般社団法人相続診断協会が認定する相続問題のアドバイザーである。顧客から相続の相談を受け、専門家の関与が必要な場合は税理士や弁護士などにつなげる役割を担っている。平成23年12月からスタートした相続診断士認定制度は、平成24年11月の時点ですでに2000名以上の認定者を出しており、生命保険会社など、一般層とかわりを持つ企業の社員を中心に裾野が広がりつつある。一般人がいきなり税理士に相続の相談をするのはハードルが高いが、生命保険会社や不動産会社、葬儀社などの社員であれば相談はしやすくなる。会計事務所としては、これまでアプローチの手段がなかった「その他9割」の一般層に関与できる新たな仕組みといえる。今回の取材では、相続診断士の概要について、相続診断協会代表理事で税理士の小川実氏にお話を伺った。



■小川 実（おがわ・みのる）

一般社団法人相続診断協会代表理事。税理士法人HOP代表社員。税理士。昭和38年生まれ。成城大学卒。会計事務所勤務を経て税理士事務所を開業。平成14年、税理士法人HOPを設立。平成23年、相続診断協会を設立し、代表理事に就任。

「相続診断士」の育成に取り組む 相続診断協会

—— 一般社団法人相続診断協会が認定する「相続診断士」の認定者が、平成24年11月の時点で2000名を超えたと伺っています。協会の発足が平成23年12月であることを考えると、かなり反響があったといえますね。

小川 平成24年5月頃までは、私の知り合いを中心に、20〜30人程度という状況だったので、その年の6月頃から一気に広まり、私自身も驚いています。

—— まずは、この相続診断協会の活動目的についてご説明いただけますか。

小川 相続診断協会では、相続診断士の育成に取り組んでいます。相続診断士は、相続手続きを円滑に進めるために相続の相談を受けるとともに、士業・専門家の関与を要する案件については、その専門家の紹介を行います。

相続診断士育成の活動を通じて、相続問題に関する啓発を行うことが、同協会の事業目的です。

—— 協会の設立に至るまでの経緯をお伺いします。

小川 私は税理士として自分の事務所を営

ていますが、平成14年4月1日の税理士法改正と同時に法人化の申請を出し、税理士法人番号16番、すなわち、日本で16番目の税理士法人を設立しました。

なぜそんな意気込みで法人化したかといいますが、当事務所が事業承継や相続対策支援力を入れているからです。そのような相談を受ける立場の事務所に後継者がいないのでは無責任だし、相談する方も心もとないだろうと思ったのです。

私にとって、相続診断協会の設立は、事務所の法人化の延長線上にあるものです。相続税関係の本を書いたり、相続関連のセミナー講師を

務めたりしているうちに、相続のご相談を受ける回数が増えていきました。

相談していただく機会が増えたこと自体はありがたいことだったのですが、案件の多くは既に相続が発生しており、ボタンの掛け違いで問題が起きていたことがほとんどでした。人間関係が既にこじれてしまっていたため、いろいろとご支援しても、関係者全員が満足できる結果になりません。それを何とかしたいとずっと思っていました。

そんな中、私にとって忘れられない案件に出会いました。その案件では、私が関与した時点で既に一家の大黒柱が亡くなっており、奥様と兄、妹の3人が相続人としてもめているという状況でした。私としても精いっぱいご支援したのですが、最終的にはその3人がバラバラになってしまったのです。私は奥様から、「私の人生は一体なんだったのでしょうか」と言われました。

それまで税理士という職業に就いて、人に感謝されてお金もいただける、こんなにありがたい仕事はないと思っていたのですが、そのとき初めてせつなさを感じました。

—— 遺産争いで家族がバラバラになるのは悲しいことですね。

小川 本当にそう思います。この案件にかかわったこともあり、相続問題は発生してから関与

したのでは遅いという思いを新たにしました。そこで、平成22年に「リスク回避のための生前相続のススメ」（ぎょうせい）という本を書きました。

その本で私は、「エンディングノート」の重要性を訴えました。生前にエンディングノートを書き、相続問題の発生を未然に防ごうと提案したのです。そして本の出版後には、生前相続やエンディングノートのセミナーを積極的に開きました。

—— 相続事前対策の啓発に力を入れることにしたのですね。反響はいかがでしたか。

小川 セミナー自体は好評で、参加された皆さんは、「いい話を聞いた」と言ってくださいました。ところが、その後、実際にエンディングノートを書く相談をしてくださる方は、全体の1%程度だったのです。

そこでまた悩みました。私の思いが伝わっていない。受講者とのギャップは何が原因なのだろうか。考えて私なりに導き出した答えは、「私たち税理士は敷居が高い存在なのではないか」というものでした。

どういふことかといいますと、相続税が0円の申告の方々まで含めても、相続税の申告が必必要な方はせいぜい10%程度であり、あとの90%の方々は、相続税が課せられるほどの財産を持っていないわけです。そんな一般人を、税理士

や弁護士はまともに相手にしないだろう。多くの人は、そんなふうにいるのではないかと想像したわけです。

また、今、相続を間近に控えている70代以上の方々は、家督相続で財産を得た世代ですから、もともと「分ける」という概念がないとも考えられました。であるなら、私たちの認識と一般の方々の認識のギャップを埋めるために、その中間に、もう少し相談しやすいアドバイザーが必要なのではないかと思ったのです。

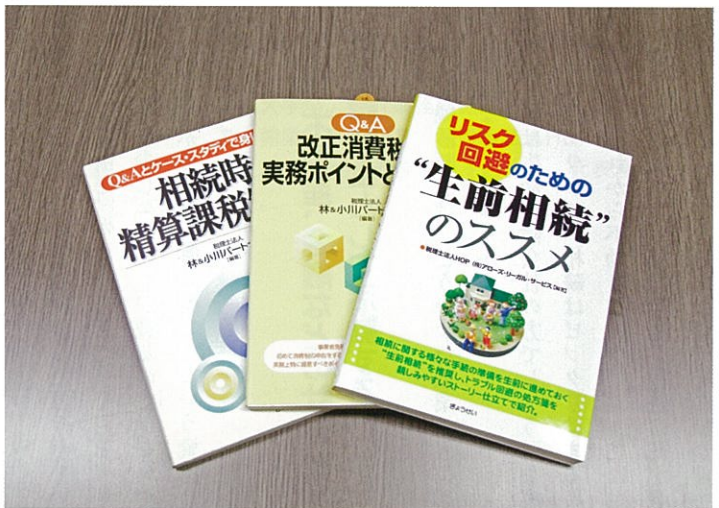
—— それが「相続診断士」ですね。

小川 そうです。専門家に相談したほうがいいかどうかを判断し、交通整理をしてくれる人がいたら、もう少し「争続」が減るのではないかな。そんな発想から、「相続診断士」という資格を考案したのです。

生保、不動産、金融などの社員が 相続診断士として活動する

—— 相続診断士は、どういった職業の人に適した資格なのでしょうか。

小川 まずは生命保険会社の方でしょう。お客様のライフプランに、相続はピッタリはまると思います。それから不動産業の方。地主さんとお付き合いがあるので、当然、相続に関する話をする機会も多いと思います。そのほか銀行、



F P、葬儀社などの方々にも適していると思います。

相続というのは、財産だけでなく、自分の生き方を子供たちに引き継いでいくことです。ですから、タブー視せず、生前にそれについて語り合える環境を作っていくべきだと思います。

それを実現するには、相続の身近な相談相手が必要なのです。中小企業の経営者ならともかく、

あなたは、一般社団法人相続診断協会が認定する相続診断士であることを証します。

Japan Inheritance Consultants Association prove that you are the Inheritance Consultant authorized by Japan Inheritance Consultants Association.

認定番号：20120003
認定日：2012年3月1日
一般社団法人相続診断協会
理事長 小川 実

JICA
一般社団法人 相続診断協会
相続診断士は、一般社団法人相続診断協会の登録資格です。

サラリーマンのような一般の方々にとって、私たち税理士は縁遠い存在でしょう。そんな私たちの活動だけでは自ずと限界がありますから、一般の方々とかかわりを持つ皆さんに相続診断について学んでいただき、相続問題の発生が減るように活動していただきたい。それがこの相続診断協会の趣旨です。

現在、2000名の方が相続診断士の資

格を取得されているとのことですが、どのような職業の方で構成されているのですか。

小川 現時点では生命保険業界の方が8割以上を占めています。相続をビジネスにしようと考えている生命保険会社が、全社的に相続診断士の資格取得を目標に設定したりしています。

相続診断士の役割について、もう少し具体的に説明いただけますか。

期待される相続診断士の活躍

—— 高齢化と増税が進む日本において、相続診断士の活動は、重要度が増すと思いますが、小川先生としては今後、これをどう展開させていこうとお考えですか。

んかになってしまっています。そんなケースを、私は数多く見てきました。
エンディングノートにきちんと書いておけば、争族はかなりの確率で回避できます。

—— 今の日本は、笑顔が減っているような気がしますね。
小川 現在の日本では、多くの家族が壊れかけている気がしてなりません。私たちにとって身

小川 今までご高齢の方々は、相続というものに対し、正面から向き合えなかったと思います。子供のほうも、親に相続の話を持ち出すのはためらわれる。それが実態でしょう。そんな慣習を変えるためにも、相続診断士が活躍すること、相続問題を平穩無事に解決し、笑顔が増える社会にすることが私の望みです。

この場合の解決策としては、家を売却して遺産を分けるか、家を共有にして家賃を次男に払うという方法があります。しかし、それで身内の不協和音が消えるかというと、そううまくはいきません。
そこで現在、私が提案している事前対策は、まずは家も生命保険も現金も、すべてを長男に相続させるといふのです。そして、長男が受け取った財産のなかから、代償分割というかたちで次男に渡すのです。渡す遺産は半分でなくもいいのです。遺留分の4分の1が目安になる

近な中小企業の社長さんを見ていてもそう思います。社長さんが一年中必死に働いているのを私たちは間近で見えています。その社長が亡くなった途端、子供たちが裁判で争い始めたら、それこそ「俺の人生は何だったんだ」ということになります。そんな不幸をひとつでもなくしたいですね。
—— 相続診断士と士業が連携することで、どのような提案が可能ですか。
小川 家はあるけれども、現金は500万、1千万円程度、それで相続人が2人。しかも、長男がそこに住んでいる。そして次男が主張し出す。これは特にもめるパターンです。それほど財産はないため、親は生前、何も手をつけていなかった。そのために争いになってしまっているのです。

—— 相続診断士と士業が連携することで、どのような提案が可能ですか。
小川 家はあるけれども、現金は500万、1千万円程度、それで相続人が2人。しかも、長男がそこに住んでいる。そして次男が主張し出す。これは特にもめるパターンです。それほど財産はないため、親は生前、何も手をつけていなかった。そのために争いになってしまっているのです。
この場合の解決策としては、家を売却して遺産を分けるか、家を共有にして家賃を次男に払うという方法があります。しかし、それで身内の不協和音が消えるかというと、そううまくはいきません。
そこで現在、私が提案している事前対策は、まずは家も生命保険も現金も、すべてを長男に相続させるといふのです。そして、長男が受け取った財産のなかから、代償分割というかたちで次男に渡すのです。渡す遺産は半分でなくもいいのです。遺留分の4分の1が目安になる

と思いますが、それを遺言書に書いておくことがポイントです。

そうすると、父親からいったん、長男に財産が渡っているため、次男は長男から財産をもらうというかたちになりますから、兄弟関係がうまくいきやすい。実際にそれで成功した事例があります。今、それと同じケースの事案に対し、4分の1を目安に次男に渡すお金をためておきましょうという事前対策を提案しています。

相続診断士の普及に注力

—— 相続診断協会の今後の普及活動、ビジョンについて、最後にお伺いしたいと思います。

小川 私たち税理士は、これまで資産を持つ上位1割だけをターゲットにビジネスを考えてきました。しかし、その他の9割の人たちにも、解決すべき相続問題は存在するのです。この部分には、あまりスポットが当てられてこなかった。私たちは、今まで誰も手を差し伸べてこなかった層に対してお手伝いしていきたいと考えています。

そのためにはまず、相続診断士を増やさなければなりません。そこで、当協会では今回、受験者の利便性の向上、効率化推進のため、CBT (Computer Based Testing) 方式という新しい試験方式を導入しました。

CBT方式とは、試験の申し込みから、受験・採点、データ管理までをすべてコンピュータ化されたものです。従来は、受験日が月に1度に限定され、かつ会場（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡）における一斉受験となっていました。新方式により、日本全国、受験者が希望する日時・場所で受けられる体制が整いました。これが、相続診断士の数の飛躍につながればよいと期待しています。

—— 税理士にとってもこの相続診断士という資格は、相続ビジネスに広がりを持たせる効果があると思います。

小川 そうですね。これは相続が発生する方だけでなく、私たち税理士にもメリットのある仕組みだと思っています。

相続診断士の取り組みを全国に広めるためには、各地の先生方のご協力が不可欠です。私のお話にご興味を持っていただけたのであれば、ぜひ当協会のパートナーになってください。そして私たちと一緒に、笑顔の生まれる相続を広めていただければと思います。

—— 相続診断協会の今後の発展に期待したいと思います。本日は大変貴重なお話をありがとうございました。



小川先生の記事が掲載された「月刊実務経営ニュース」2012年12月号の目次（左）と表紙（右上）

月刊実務経営ニュース12月号目次

2012/12 Vol.164

	巻頭特別企画
8	<p>中小・零細企業の事業承継支援に活用できる 事業引継ぎ専用のM&Aインフラサービスが誕生</p> <p>日本M&A協会 事務局長 株式会社日本M&Aセンター 常務取締役 大山敬義</p>
	INTERVIEW
18	<p>「その他9割」の相続案件を支援できる 資格認定制度「相続診断士」の概要</p> <p>一般社団法人相続診断協会 代表理事 税理士 小川 実</p>
26	<p>クラウド会計システムを自社開発 顧問先サービス向上に努める河村会計事務所</p> <p>河村会計事務所 所長 税理士 河村正一 株式会社アスコット 代表取締役 藤原雅也</p>
34	<p>人間性重視の事務所経営で 多様な顧問先サービスを実現する小山会計</p> <p>税理士法人小山会計 代表社員 税理士・公認会計士 小山秀喜</p>



「実務経営ニュース」について

「月刊実務経営ニュース」は、株式会社実務経営サービスが発行する、会計業界向けの経営専門誌です。

先端的な取り組みをしている会計事務所や、地域経済の発展に大きく貢献している会計事務所の取り組みを取材・紹介しています。また、会計業界に関わるさまざまな企業の取り組みを積極的にレポートしているほか、会計事務所の顧問先企業にも取材を展開しています。

主要な読者は、全国の会計事務所の所長・職員の皆様です。全国に約3万件あるといわれている会計事務所の約1割強にご購読いただいております、おかげさまで業界誌第1位のご評価を頂戴しています。

この小冊子は、「実務経営ニュース」2012年12月号に掲載された小川実先生へのインタビュー記事をもとに製作しています。

（月刊実務経営ニュース編集部）

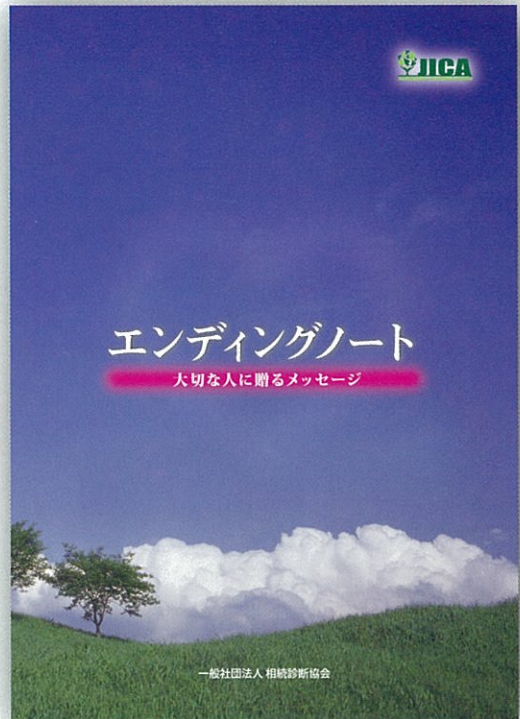
もしもに備え、気持ちを伝えるエンディングノート

エンディングノートを書くことで、これからの生き方が見えてくる! いまをより豊かに生きるために「片付け・病気・介護・葬式・お墓」などに関する考え方・決め方・伝え方を、1冊にまとめました。

エンディングノートを書いているうちに、
書いていてくれて
ありがたかった。
そして、ありがとう。

笑顔相続
を迎えるために

相続診断士の方に、通常**1,000円**のエンディングノートを**420円**の特別価格で! 相続診断士の資格をお持ちの方だけに、1冊420円でご購入頂けます。※10冊単位



相続診断協会のパートナーを募集しています。

「相続問題」を一緒に解決できる方
「笑顔相続の道先案内」として活動できる方

税理士・司法書士・行政書士の方



一般社団法人 相続診断協会「相続診断士」は、一般社団法人 相続診断協会の登録商標です。
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町7-16 日本橋兜町幸ビル6F TEL : 03-6661-9593 FAX : 03-6661-1196

みんなの**笑顔**それが私たちの**実績**です。



笑顔で相続を迎えて頂く為の資格、「相続診断士」を取得しませんか？

「大相続時代」の備える新資格登場

相続診断士[®]

「相続診断士」は、一般社団法人 相続診断協会の登録商標です。

資格のお申し込みや詳細はインターネットでご確認下さい。

相続診断士

検索

<http://souzokushindan.com>

受験料 36,750 円 (テキスト・講習 DVD・認定料、年会費込)



一般社団法人 相続診断協会 「相続診断士」は、一般社団法人 相続診断協会の登録商標です。

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町7-16 日本橋兜町幸ビル6F TEL : 03-6661-9593 FAX : 03-6661-1196